

日本組織適合性学会 会告

日本組織適合性学会認定HLA検査技術者及び 認定組織適合性指導者認定制度案について

日本組織適合性学会
会長 猪子 英俊

日本組織適合性学会会員の皆様には、すでに前々号の学会誌MHC誌上にてお知らせ致しましたとおり、学会理事会では当学会においてHLA検査技術者認定制度を発足することを目的として、認定制度準備委員会を編成し、認定制度のあり方について検討を重ねて参りました。

その結果、去る2001年5月16日に開催されました第17回理事会において、認定制度準備委員会より認定制度に関する以下の最終案が提出されました。

1. 認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則(案)
2. 組織適合性技術者認定制度委員会細則(案)

つきましては、本案を会員に公示致します。本案についての御意見、御異議などございましたら会長、または認定制度準備委員長(佐治博夫理事)宛、e-mail, FAX, 郵送等、書面にて御連絡を頂きますよう御願い申し上げます。

今後のスケジュールとしては、以上のように皆様学会員の御意見を反映した認定制度を、本年11月の日本組織適合性学会の理事会、評議員会、総会を経て御承認をいただき、特例認定（2年間）と正式な認定を並行させながら、進めていく予定です。

公 示

認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則（案）

（目的）

第1条 この制度は、組織適合性に関する知識及び検査精度の向上により、医療及び社会へ貢献できる認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の育成を目的とする。

（定義）

第2条 認定 HLA 検査技術者とは、HLA 検査に関する基礎的な知識を有し、HLA 検査を正確に行える技能を有する者をいう。

- (1) 認定 HLA 検査技術者の英語名称は Certified HLA Technologist (JSHI) とする。
- (2) 認定 HLA 検査技術者の英語略称は HT/JSHI とする。

2 認定組織適合性指導者とは、HLA 検査に関する広範な知識を有し、かつ指導的立場に立てる者をいう。

- (1) 認定組織適合性指導者の英語名称は Certified Director for Histocompatibility (JSHI) とする。
- (2) 認定組織適合性指導者の英語略称は DH/JSHI とする。

（組織適合性技術者認定制度委員会）

第3条 組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度に関する必要事項を審議する。

- 2 委員会は第1条の目的を達成するために、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者を認定する。
- 3 委員会の組織、運営については別に定める。

（指定履修課程）

第4条 委員会は認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者育成のために、認定 HLA 検査技術者認定制度指定履修課程（以下「技術者履修課程」という。）及び認定組織適合性指導者認定制度指定履修課程（以下「技術者履修課程」という。）を別に定める。

（認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設）

第5条 認定 HLA 検査技術者育成のために、適当と認めた施設を認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設（以下「指定施設」という。）として指定する。

- 2 委員会は指定した施設に対して、「認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設指定証」を交付する。ただし、指定証の有効期間は5年とする。
- 3 指定施設は5年ごとに更新の手続きをしなければならない。
- 4 指定施設は次の場合に指定が解除される。
 - (1) 第5条第1項に該当しなくなったとき。
 - (2) 指定施設の指定を辞退したとき。
 - (3) 更新手続きを行わなかったとき。

(認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の基準)

第6条 指定施設は、次の各項をすべてを備えていなければならない。

- (1) 認定組織適合性指導者が勤務し、組織適合性検査に関する教育指導体制がとられていること。
- (2) 研修に関する要員、設備等が十分であること。
- (3) 備えるべき組織適合性検査の内容については別に定める。

2 外国における施設については委員会が別に定める。

(指定施設の指定及び指定更新)

第7条 指定施設の指定及び指定更新については、委員会の審議による。

(認定 HLA 検査技術者の認定試験受験資格基準及び申請手続き)

第8条 認定 HLA 検査技術者の認定試験受験資格基準は、次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 申請時において日本組織適合性学会の会員歴が通算して3年以上あること。
- (2) 申請時において組織適合性検査に関する業務経験が3年以上あること。
- (3) 技術者履修課程に定められた講習を受講していること。
- (4) 日本組織適合性学会が主催するQCワークショップの参加歴があること。
- (5) 別表により、申請日から遡って5年間で資格審査基準が30単位以上あること。

2 認定 HLA 検査技術者の認定試験の受験を申請をしようとする者は、次の各項の種類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 認定 HLA 検査技術者認定試験受験申請書（別記様式第1）
- (2) 資格審査基準証明書（別記様式第2）
- (3) 講習修了証の写し

3 認定 HLA 検査技術者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。

- (1) 受験料は15,000円とする。

(認定 HLA 検査技術者申請者の認定資格審査、研修、試験及び登録)

第9条 委員会は、年1回申請書類に基づき申請者の資格検査を行う。

- 2 資格基準を満たす申請者は、委員会が定めた技術者履修課程に基づき指定施設で所定の実技等の研修を受講しなければならない。
- 3 研修の日時、場所等は資格審査終了後に各申請者に文書で通知する。
- 4 委員会は、研修修了者に対して、年1回試験を行う。
- 5 認定試験に不合格の場合、研修歴は翌年の試験まで有効とする。
- 6 委員会は、認定 HLA 検査技術者としての適否を審査し、適格者を認定 HLA 検査技術者として「認定 HLA 検査技術者認定登録原簿」に登録する。

(認定 HLA 検査技術者の認定効力)

第10条 認定 HLA 検査技術者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

- 2 登録者には登録時に「認定 HLA 検査技術者認定証」を日本組織適合性学会会長から交付する。
- 3 登録者は、日本組織適合性学会誌に公告する。

4 認定証の有効期間は5年とする。

(認定 HLA 検査技術者の認定登録更新資格基準及び申請手続き)

第11条 認定 HLA 検査技術者の認定更新申請資格基準は、次の各項のすべてを備えていなければならぬ。

- (1) 登録日から5年間に別表により資格審査基準が30単位以上あること。
 - (2) 有効期間満了前の2年間に技術者履修課程に定められた講習会を1回以上受講していること。
 - (3) 登録日から5年間に日本組織適合性学会が主催する QC ワークショップおよびQCワークショップ集会への参加があること。
- 2 登録更新の申請をする者は、有効期間満了の一ヶ月前から満了日までに委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。
- (1) 認定 HLA 検査技術者認定登録更新申請書（別記様式第3）
 - (2) 資格審査基準証明書（別記様式第2）
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定 HLA 検査技術者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- (1) 登録更新料は、15,000円とする。

(認定組織適合性指導者の認定試験受験資格及び申請手続き)

第12条 認定組織適合性指導者の認定試験受験資格基準は、次の各項のすべてを備えていなければならぬ。

- (1) 認定 HLA 検査技術者の認定資格取得後3年を経過した者。
 - (2) 申請時において日本組織適合性学会の会員歴が通算して7年以上あること。
 - (3) 申請時において組織適合性検査に関する業務経験が7年以上あること。
 - (4) 指導者履修課程に定められた講習会を受講していること。
 - (5) 日本組織適合性学会が主催する QC ワークショップの参加歴があること。
 - (6) 別表により、申請日から遡って5年間で資格審査基準が70単位以上あること。
- 2 認定組織適合性指導者の申請をしようとする者は、次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
- (1) 認定組織適合性指導者認定申請書（別記様式第4）
 - (2) 資格審査基準証明書（別記様式第2）
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定組織適合性指導者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- (1) 受験料は30,000円とする。

(認定組織適合性指導者認定申請者の資格審査、試験及び登録)

第13条 委員会は、年1回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

- 2 委員会は、資格基準を満たす申請者に対して、年1回試験を行う。
- 3 委員会は、認定組織適合性指導者としての適否を審査し、適格者を認定組織適合性指導者として「認定組織適合性指導者認定登録原簿」に登録する。

(認定組織適合性指導者の認定効力)

第14条 認定組織適合性指導者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

- 2 登録者には登録時に「認定組織適合性指導者認定証」を日本組織適合性学会会長から交付する。
- 3 登録者は日本組織適合性学会誌に公告する。
- 4 認定証の有効期間は5年とする。

(認定組織適合性指導者の認定登録更新資格基準及び申請手続き)

第15条 認定組織適合性指導者の認定更新申請資格基準は、次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 登録日から5年間に別表により資格審査基準が70単位以上あること。
- (2) 有効期間満了前の2年間に指導者履修課程に定められた講習会を1回以上受講していること。
- (3) 登録日から5年間に日本組織適合性学会が主催するQCワークショップおよびQCワークショップ集会への参加歴があること。
- 2 登録更新の申請をする者は、有効期間満了の一ヶ月前から満了日までに委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。
 - (1) 認定組織適合性指導者認定登録更新申請書（別記様式第5）
 - (2) 資格審査基準証明証（別記様式第2）
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定組織適合性指導者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
 - (1) 登録更新料は、30,000円とする。

(認定組織適合性指導者の認定更新基準を満たさない場合の措置)

第16条 第15条第1項の資格基準を満たさない者であっても、第11条第1項の資格基準を満たしている場合には認定HLA検査技術者として更新することができる。

- 2 申請手続きは、第11条第2項及び第3項に従う。
- 3 次回の更新時に認定組織適合性指導者の認定資格基準を満たしていれば、認定組織適合性指導者へ認定変更することができる。

(認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項変更手続き)

第17条 認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項に変更が生じた場合はすみやかに委員会事務局に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第18条 認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

- (1) 認定HLA検査技術者又は認定組織適合性指導者の認定更新をしなかったとき。
- (2) 日本組織適合性学会を退会したとき。
- (3) 認定HLA検査技術者又は認定組織適合性指導者としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項（3）の判定は、委員会が審議に基づき、これを行う。

(規則の変更)

第19条 この規則の変更は委員会の議決を経なければならない。

(細則)

第20条 この規則の実施に関し必要事項は、委員会の議決を経て別に定める。

付 則

この規則は、平成13年11月2日から施行する。

この規則が施行された日から2年間に限り、認定組織適合性指導者の認定は別に定める特例認定実施要領によって実施する。

別表（第8条、第11条、第12条及び第15条関係）

種類	単位数	備考
原著論文	筆頭者は一つにつき15単位とする。 共著者は一つにつき10単位とする。	日本組織適合性学会誌に限る。
	筆頭者は一つにつき10単位とする。 共著者は一つにつき7単位とする。	上記以外の組織適合性に関連するものに限る。
	筆頭者は一つにつき10単位とする。 共著者は一つにつき7単位とする。	組織適合性に関連するものに限る。
	筆頭者は一つにつき10単位とする。 共著者は一つにつき7単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。
学会発表	筆頭者は一つにつき7単位とする。 共著者は一つにつき5単位とする。	米国組織適合性学会大会、欧州組織適合性学会大会、国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップに限る。
	筆頭者は一つにつき5単位とする。 共著者は一つにつき3単位とする。	上記以外の組織適合性に関連するものに限る。
	一回につき5単位とする	但し、抄録記録があるもの。
	一回につき3単位とする	日本組織適合性学会大会に限る。
		米国組織適合性学会大会、欧州組織適合性学会大会、国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップに限る。
学会参加	一回につき5単位とする。	ただし、認定HLA検査技術者の更新時において資格審査基準が規定単位数に達しない場合に限り5単位まで認める。
実技研修参加	一回につき5単位とする。	
講習参加	一回につき5単位とする。	
QCワークショップ 集会参加	一回につき5単位とする。	

公 示

組織適合性技術者認定制度委員会細則（案）

(目的)

第1条 この規則は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度の適正な実施を図るための組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会の組織は次の者で構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員若干名

2 役員は次の規定により選任する。

- (1) 委員は日本組織適合性学会の評議員の中から日本組織適合性学会の会長が委嘱する。ただし、委員には教育担当の理事を含むものとする。
- (2) 委員長は日本組織適合性学会の理事および指名理事の中から日本組織適合性学会の会長が委嘱する。
- (3) 副委員長は委員の中から委員長が委嘱する。

3 第2条第1項の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を防げない。

(職務)

第3条 委員会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会の会務を総轄し、委員会を代表する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。
- (2) 委員は本細則に定められた事項を議決する。

(業務)

第4条 委員会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度を実施するため、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度履修課程の作成
- (2) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験受験申請者および更新者の資格審査
- (3) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験受験申請のための講習会
- (4) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定更新申請のための講習会
- (5) 認定 HLA 検査技術者認定試験受験のための実技研修会
- (6) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験および登録
- (7) 認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の資格審査および登録
- (8) その他委員長が必要と認めた事項

(会議)

- 第5条** 委員会は年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
- 2 委員長は、委員会を召集し、その議事を主宰する。
 - 3 委員会は委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で委員会に出席できない場合は他の委員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は委任された委員が代わりに執行する。
 - 4 委員会の議事は出席者の過半数の同意をもって議決される。

(記録)

- 第6条** 委員会の委員長は議事要旨を作成し、これを5年間保管しなければならない。
- 2 議事要旨の公開について日本組織適合性学会の会員から要請があった場合は原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかる部分は非公開とすることができる。

(除名)

- 第7条** 本委員会の目的に反する行為のあった委員は、委員会の3分の2以上の同意による議決をもって除名することができる。

(専門部会)

- 第8条** 委員会は専門事項を調査協議するために次の専門部会を置く。
- (1) 資格審査部会
 - (2) 教育部会
 - (3) 試験問題検討部会
 - (4) その他委員長が必要と認めた専門部会
- 2 各専門部会の部会長は委員会の委員の中から委員長が委嘱する。ただし、教育部会の部会長は日本組織適合性学会の教育担当の理事をもって充てる。
 - 3 各専門部会に属する部員はその部会の部会長が日本組織適合性学会の会員の中から指名し、委員会の委員長が委嘱する。
 - 4 各専門部会の部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長がその部会の部員の中から指名した代理者がその職務を行う。
 - 5 各専門部会の部会長及び部員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を防げない。
 - 6 部会は審議事項を委員会に答申し、最終決定は委員会で行なう。

(専門部会の会議)

- 第9条** 各専門部会は年1回開催する。ただし、各専門部会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
- 2 各専門部会はその部会長が主宰する。
 - 3 各専門部会は、部員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で専門部会に出席できない場合は、その専門部会の他の部員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は委任された部員

- が代わりに執行する。
- 4 各専門部会の議事は出席者の過半数の同意をもって議決される。
 - 5 各専門部会で議決された事項は委員会の承認を得なければならない。
 - 6 各専門部会の部会長は議事要旨を作成し、これを5年間保管しなければならない。
 - 7 議事要旨の公開について日本組織適合性学会の会員から要請があった場合は原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかる部分は非公開とすることができる。

(資格審査部会の業務)

第10条 資格審査部会は認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定資格審査を行う。

- 2 資格審査部会は認定HLA検査技術者認定制度指定施設の被指定資格審査を行う。

(教育部会の業務)

第11条 教育部会は認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定試験受験及び認定更新に必要な履修課程を作成する。

- 2 教育部会は認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定試験受験及び認定更新に必要な講習会を企画する。
- 3 教育部会は認定HLA検査技術者の認定試験受験に必要な実技研修会を企画する。

(試験問題検討部会の業務)

第12条 認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定を行うために必要な認定筆記試験問題の作成を行う。

- 2 認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定筆記試験の採点と、合否の決定を行う。

(事務局)

第13条 本委員会の事務局は、日本組織適合性学会の事務局に置く。

(細則の変更)

第14条 この細則の変更は日本組織適合性学会の理事会及び評議員会の議決を経たのち、総会の承認を得なければならない。

(雑則)

第15条 この細則の実施に関し必要な事項は、日本組織適合性学会の理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

付 則

この細則は平成13年11月2日から施行する。